

受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書

受動喫煙を防止するには、何よりもたばこの煙が深刻な健康被害を招くことを国民に啓発していくことが重要である。

厚生労働省の喫煙の健康影響に関する検討会が取りまとめた報告書、いわゆるたばこ白書では、喫煙は、肺がん、喉頭がん、胃がん等に加え、循環器疾患や呼吸器疾患等とも因果関係があり、受動喫煙は、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中と因果関係があることが示されている。また、国立がん研究センターは、受動喫煙による死亡者数を年間約1万5,000人と推計している。

たばこの煙による健康被害についてこうした公表がある一方で、WHOは、日本の受動喫煙対策を最低ランクに位置づけている。この現状を脱し、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた我が国の受動喫煙防止対策の取り組みを国際社会に発信する必要がある。

よって、国においては、受動喫煙防止対策の取り組みを進めるため、次の事項に留意し、罰則規定を設けた健康増進法の改正に取り組むよう強く要望する。

- 1 屋内の職場、公共の場を全面禁煙とすることを求めるWHOたばこ規制枠組条約第8条の実施のためのガイドラインを十分考慮すること。
- 2 屋内における規制においては、喫煙専用室の設置が困難な小規模飲食店に配慮するとともに未成年者や従業員の受動喫煙対策を講ずること。
- 3 各自治体の路上喫煙規制条例等との調整を視野に入れて規制を検討すること。
- 4 受動喫煙防止対策を講ずるに当たっては、準備と実施までの周知期間を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月21日

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
厚生労働大臣	加藤勝信様

いわき市議会議長 菅波 健